



産業廃棄物の 処理施設の設置 について



野村 昌枝 議員

行政事務手続きの経緯

令和5年	
9月4日	高知県知事宛に特定施設設置届出書、届出者 (株)野村興産
11月17日	土佐市長宛に高知県知事より産業廃棄物の処理施設設置等に係る、事前協議について照会文書
12月22日	高知県知事宛に、土佐市長は産業廃棄物の設置等に係る事前協議への回答文を提出
令和6年	
1月18日	高知県知事より事前協議完了が事業者へ届く

● 1月14日第1回地域住民説明会が開催される数日前、施設ができていて心配とのお電話あり。現地にはすでに小型焼却炉2基が設置されていた。情報開示請求すると市長宛に4日後の18日付で事前協議完了を(株)野村興産に通知した文書が高知県知事より届いていた。今回の経緯は、左表のとおりである。

● 住民説明会は1月14日、法的に説明の義務はないというが、高知県産業廃棄物処理指導要綱第3条(事業者等の責務)は事前協議策定に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民への説明を行うと記されている。経過をみて、なぜ早く市民に説明ができないのか。市長の政治姿勢ではないか。見解を問う。



板原市長 産業廃棄物処理施設の設置は、法律上県の権限であり県要綱に基づき手続きされている。県要綱における地域住民の範囲は、第6条第2項300m以内に居住する地域住民となっておりその対象には事業者からすでに説明されているとの県担当課の見解。市として事業者から近隣の地元自治会などに説明会が必要と県に回答した。その後、県から事業者に指導し地元住民説明会が開催されたと認識している。

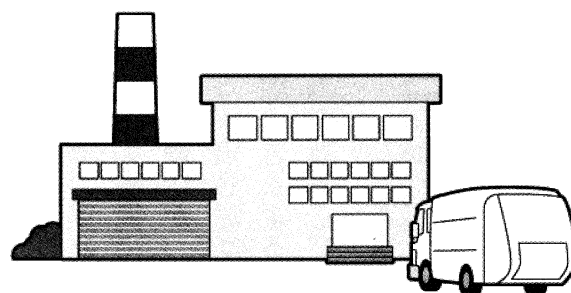
産業廃棄物処理施設設置等に関する条例制定を

板原市長 条例は、今後の紛争を予防する観点から、制定について検討する必要があると考えている。

地域住民が不安に思っていることを払拭するために市が関わった協定締結を

板原市長 多くの市民から心配の声が届いていることは承知している。不安軽減を目的とした市と事業者との協

定締結に向けて汗をかきたい。もし、事業者の運営で法律に沿わない事項が判明すれば県と連携して適切に対応していく。



その他の質問

- 市道の拡幅工事、法定外公共用財産工事許可申請書のその後の手続き(農道高上げ)について
- 建築確認の事前協議書の回答について
- 環境影響調査の回答について